

事務連絡
令和4年9月27日

別記 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

「高齢者施設等における施設内療養に関する更なる追加的支援策の
対象拡大及び期間延長について（その3）」の周知について

新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、日々御尽力及び御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

病床等のひっ迫の状況などにより、高齢者施設等で感染された方について、施設内で療養されることを余儀なくされる状況が生じた高齢者施設等については、感染対策の徹底、療養の質及び体制の確保等を行うことができるよう、地域医療介護総合確保基金において更なる追加的支援を活用できることとしています^(※1)
^(※2)。

当該追加的支援について、令和4年4月8日から令和4年9月末日まで、まん延防止等重点措置等を実施すべき区域以外の区域においても活用できることとしてきたところです^(※2)。

今般、令和4年12月末日まで、引き続き、まん延防止等重点措置区域等以外の区域を含め、上記追加的支援を活用できることとしました。加えて、各施設内療養者に係る補助期間の考え方について、一部見直すこととしました。このことについて、別添のとおり、「高齢者施設等における施設内療養に関する更なる追加的支援策の対象拡大及び期間延長について（その3）」（令和4年9月27日付け厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）を都道府県等に対して発出しました。

貴会におかれましては、別添の内容についてご了知いただくとともに、会員各位に対し、ご周知いただきますようお願いいたします。

また、高齢者施設等の入所者等に対する新型コロナワクチンの接種について、これまでも可能な限りの早期の実施に御尽力いただいていたところ^(※3)ですが、引き続き、今後のワクチン接種に関する状況に応じて対応いただくとともに、自治体が策定する集中的実施計画に基づく集中的検査の積極的な受検についても、

今後とも、御協力をいただきますよう^(※4)、今般の追加支援策の期間延長にかかる周知と合わせ、会員各位に対し、御周知いただきますようお願いいたします。

(参考事務連絡)

※1 「高齢者施設等における施設内療養に関する更なる追加的支援策等について」
(令和4年2月17日付厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000899101.pdf>



※2 「高齢者施設等における施設内療養に関する更なる追加的支援策の対象拡大及び期間延長について(その2)」(令和4年7月22日付厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000968038.pdf>



※3 「高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症に係る予防接種(4回目接種)進捗状況の実態調査②の結果及び接種促進に向けた更なる取組について」(令和4年8月30日付厚生労働省健康局予防接種担当参事官室ほか連名事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000982234.pdf>



※4 「高齢者施設等の従事者等に対する検査の実施の更なる推進について」(令和4年9月9日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000988301.pdf>



【別添】

「高齢者施設等における施設内療養に関する更なる追加的支援策の対象拡大及び期間延長について（その3）」（令和4年9月27日付け厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）

(別記)

高齢者住まい事業者団体連合会

公益社団法人 全国有料老人ホーム協会

一般社団法人 全国介護付きホーム協会

一般社団法人 高齢者住宅協会